

### 6.6.3 評価

#### 1) 土地又は工作物の存在及び供用

##### (1) 環境影響の回避・低減に係る評価

###### ① 環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・ 雨水を地下浸透させる浸透層（ドレーン層）を盛土構造内に設置することにより、空港表面の雨水を現況と同じ地盤中に地下浸透させる。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、ドレーン層を設置する空港盛土直下の箇所は、建設前に比べ地下水位がやや低下するが、海岸近傍の箇所ではほとんど現況水位と同一レベルの分布状況を維持し、塩淡境界の変化など空港建設による直接的な変化はほとんどないと予測され、事業実施区域周辺の地下水位に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置は講ずる必要がないものと判断した。

###### ② 環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、海岸線に近い地点では、現況状態との水位予測値の差は最大でも0.15mの範囲内にあり、特に降水量が減少し全体に水位が低下する期間には、その差はほぼ0.1m以内と予測され、水位差は時間経過とともに解消する。

海岸に近い地点における現況状態と空港建設後の水位予測値の差（最大でも0.15m以内）は、降雨後に地下水位が上昇した時の水位差であり、最も塩水遡上の影響が大きいと考えられる平常時（地下水位が最も低くなる時期）の水位差は0.1m以下と予測された。最大でも0.15m以内の水位差は、降雨時の地下水位変動幅（上昇量）約2.9mに対し約5%以下の水位変化に留まるため、地下水への影響は極めて小さいと判断した。以上のような結果から、海岸沿いの地下水レベルがほとんど変化せず、塩淡境界のバランスもほとんど変化しないことで空港建設による直接的な変化はないものと予測されたことから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

##### (2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

###### ① 環境保全の基準又は目標

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、健康項目の26項目について基準が設定されており、これらを環境保全の基準又は目標とした。

###### ② 環境保全の基準又は目標との整合性

本事業実施において、現況とほぼ同様に地下水の涵養を維持することを目的として雨水を地下浸透させることにより、地下水位の変化が小さいこと、新たな環境負荷を地下水に与えないこと及び塩淡境界は変化しないことから、地下水の水質に変化は生